

## 第一種フロン類充填回収業者登録変更 提出書類一覧表

No.	提出書類
1	第一種フロン類充填回収業者登録変更届出書（様式第2）
2	添付書類（以下の添付書類一覧のうち、変更事項ごとに記載した添付書類）
3	返信用封筒（角2封筒に140円以上の切手貼付、宛名記載のもの）（※ <sup>1</sup> ） （更新登録申請と同時の場合は除く）

（※<sup>1</sup>）登録通知書の郵送を希望される方はご用意ください。

### （添付書類一覧）

No.	変更事項	添付書類
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<input type="checkbox"/> 申請者を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が個人である場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（<u>個人番号が入っていないもの</u> 市役所等で発行された原本）</li> <li>・ 申請者が法人である場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書 コピー不可）</li> <li>・ 誓約書（代表者の氏名の変更の場合）</li> </ul>
2	事業所の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 事業所付近の見取り図（所在地変更の場合のみ）（※ <sup>2</sup> ）
3	業務に係る第一種特定製品の種類及び充填又は回収しようとするフロン類の種類	<input type="checkbox"/> 変更に係るフロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し</li> <li>・ 自ら所有権を有していない場合は、使用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し</li> </ul> <input type="checkbox"/> 変更に係るフロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載されているフロン類回収設備の種類及び能力を示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し（仕様のページのみで可）</li> </ul> <input type="checkbox"/> フロン類の回収又は充填に関する資格の写し（※ <sup>2</sup> ） （フロン類の回収に係る資格の例は別紙のとおり）
4	回収の用に供する設備の種類	
5	フロン類回収設備の能力及び数（業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うもの）	
6	事業所の追加	No.2、3、4、5の添付書類

（※<sup>2</sup>）愛知県では添付をお願いしております。

\*変更があった日から **30日以内**に変更届出を行ってください。

\*届出書は**原則持参**していただきますようお願いいたします。郵送でも受け付けていますが、郵便事故等による**届出書類の紛失**について愛知県は責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 【1. フロン類の回収に関する資格の例】

- (1) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- (2) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- (3) 冷凍空気調和機器施工技能士
- (4) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- (5) フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- (6) 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- (7) 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- (8) 自動車電気装置整備士(注1)
- (9) 冷媒フロン類取扱技術者(第一種及び第二種)

## 【2. フロン類の充填に関する資格の例】

- (1) 冷媒フロン類取扱技術者(第一種及び第二種)
- (2) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)(注2)
- (3) 冷凍空気調和機器施工技能士(注2)
- (4) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者(注2)
- (5) 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)(注2)
- (6) 自動車電気装置整備士(注1)(注2)
- (7) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)(注3)

注1：対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。

注2：当該資格を有し、かつ充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者

注3：当該資格を有し、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者で、かつ充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者